証券コード　3647
平成29年11月14日

株　主　各　位

東京都品川区東品川二丁目3番14号
株式会社ジー・スリーホールディングス
代表取締役兼
最高管理責任者(CFO)　長　倉　統　己

第７期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第７期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年11月28日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年11月29日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都品川区東品川二丁目３番15号
第一ホテル東京シーフォート３階
「ハーバーサーカス」宴会場
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第７期（平成28年９月１日から平成29年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第７期（平成28年９月１日から平成29年８月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件
第５号議案　会計監査人選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
本定時株主総会招集通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上のウェブサイト（アドレス　http://www.g3holdings.com/）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。
なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ホームページ（アドレス　http://www.g3holdings.com/）に掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年９月１日から
平成29年８月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢の改善等を背景とした緩やかな回復基調が見られるものの、国際情勢の緊張不安や不確実性による為替や株価の不安定な動きにより、先行きの不透明感を伴う状況で推移しています。

当社グループは、事業子会社の株式を100％保有し、グループ全体の経営戦略及び管理業務（財務・経理・総務・人事・情報システム）を担うとともに、事業部門として、エネルギー関連分野における投資効率を踏まえた資産運用の観点から環境関連事業を展開する株式会社ジー・スリーホールディングス（以下、「当社」という）と、太陽光発電所に係るＩＤ等権利の売買、及び太陽光発電商材の販売により環境関連事業を展開する株式会社エコ・ボンズ（以下、「エコ・ボンズ」という）及びオペレーション及びメンテナンスにより環境関連事業を展開する株式会社エコ・テクノサービス（以下、「エコ・テクノサービス」という）並びに店舗展開を中心としたコンセプトマーケティングショップ及びプロデュース、ディレクション、プロモーションや自社マスターライセンスのビューティ＆コスメブランドにてビジネスアライアンスによるＳＢＹ事業を展開している株式会社ＳＢＹ（以下、「ＳＢＹ」という）からなるグループ体制をとっています。

当社グループを取巻く環境として、当社、エコ・ボンズ、及びエコ・テクノサービスが展開する環境関連事業については、経済産業省による固定価格買取制度の見直しを受け、太陽光発電事業者の選別淘汰が進むとともに、未着工及び稼働済太陽光発電所の買取需要が増大し、セカンダリー市場の形成が進む等、インフラ投資を踏まえた今後の市場拡大が期待されています。

一方、ＳＢＹが展開するＳＢＹ事業は、訪日外国人観光客の増加によるインバウンド消費の拡大は依然として続いており、サービス・小売業を中心とした経済効果が見込まれています。

このような環境の中、当連結会計年度における連結業績につきましては、連結売上高は3,730百万円（前期比35.1％増）、連結営業利益は806百万円（前期比169.4％増）、連結経常利益は750百万円（前期比175.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は493百万円（前期比94.4％増）と、利益額においては、いずれも前期に比較して大幅な増益を達成しています。

当連結会計年度におけるセグメントの概況は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、グループ内の組織再編の為、報告セグメントを従来の「環境関連事業」、「ビジネスアライアンス事業」、「コンセプトマーケティングショップ事業」の３区分から、「環境関連事業」、「ＳＢＹ事業」の２区分に変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。

（１）環境関連事業

環境関連事業は、当社、エコ・ボンズ、及びエコ・テクノサービスにて展開しています。

当社は、エネルギー関連分野における投資効率を踏まえた資産運用の観点から、太陽光発電所の保有による電力会社に対する売電事業、及び未着工太陽光発電所の買取事業、並びに太陽光発電運用会社への投資を行うことをビジネスモデルとして展開しています。

エコ・ボンズは、太陽光発電用地に加え、固定価格買取制度の適用を受けるための経済産業省による設備認定、及び電気事業法に規定する一般電気事業者（電力会社）からの許認可による発電事業者の権利（発電設備を電力会社の電力系統に接続する権利）を取得することで、用地及び認定・権利を原則不可分一体なものとして、運用会社に売却あるいは賃貸を行い、併せて運用会社への太陽光発電事業のコンサルティング、また太陽光電池モジュール及び周辺機器等太陽光発電商材の販売を行うことをビジネスモデルとして展開しています。

エコ・テクノサービスは、当社が運営、又はエコ・ボンズが運用会社に売却あるいは賃貸する再生エネルギー発電所について、稼働後20年間に亘り安定した発電事業を運営できるように、最新の技術と専門技術者によるオペレーション及びメンテナンス並びに障害対応事業を行うことをビジネスモデルとして展開しています。

当連結会計年度においては、当社が保有し運営を行っている太陽光発電所６カ所の売電収入、及び当社による未着工太陽光発電所の売却収入が業績に大きく寄与するとともに、エコ・ボンズによる太陽光電池モジュール及び周

辺機器等太陽光発電商材の販売収入を計上しています。

この結果、環境関連事業の売上高は2,859百万円（前期比90.2％増）、セグメント利益（営業利益）は995百万円（前期比142.6％増）と、いずれも前期に対して大幅な増収増益を達成しています。

（２）ＳＢＹ事業

コンセプトマーケティングショップ及びビジネスアライアンスによるＳＢＹ事業は、ＳＢＹにて展開しています。

ＳＢＹは、C2（13～19歳）及びF１（20～34歳）層の女性を主なターゲットとして日本を代表する流行最先端都市「渋谷」＝ＳＢＹ（SHIBUYA）をブランドネームとし、その中核店舗は「アタラシモノ発見☆カフェ」をコンセプトにSHIBUYA109で運営しており、訪日外国人観光客の増加によるインバウンド消費の拡大にも恩恵を受けています。

当連結会計年度において「SBY」として４店舗（渋谷、阿倍野、博多、鹿児島）、及び「WoMANiA」として１店舗（梅田）を展開するとともに、平成29年９月よりＳＢＹ初のアウトレットショップ１店舗（幕張）を展開しています。

コンセプトマーケティングショップは単なる店舗販売事業ではなく、最先端の情報が揃う店舗型の情報発信スペースであり、流行に敏感な女性の心を掴み、夢中にさせる総合エンターテインメントを追求することにより、ＳＢＹから生まれた情報・商品がメディアや流通等のインフラに乗り、全国へ/世界へ発信されています。

また、ＳＢＹは、独自に収集分析するトレンド情報を活用し、主にC２（13～19歳）及びF１（20～34歳）層の女性を主なターゲットとして事業を展開している企業を総合的にプロデュースするプラットフォームを提供しています。

当連結会計年度においては、コンセプトマーケティングショップの基幹店である渋谷店の収益は順調に推移していますが、ＳＢＹがライセンスを供与し、小売店にて販売されているDiamond Lash（つけまつげ）は、国内市場の落ち込みの影響からロイヤリティ収入が減少しているものの、依然として業界TOPシェアを維持しています。

このため、今後は、主力商品であるDiamond Lashについて、ライセンス供与による売上方法のみならず、国内外の卸先に対する直接販売も行うことで、収益力を高めることを予定しています。

この結果、ＳＢＹ事業の売上高は870百万円（前期比30.8％減）、セグメント利益（営業利益）は23百万円（前期比53.8％減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は4,258百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

セグメントの名称	設備の内容
環境関連事業	G3HD第2長泉町太陽光発電所
	G3HD第1田川太陽光発電所
	G3HD第2田川太陽光発電所
	G3HD第1岩崎太陽光発電所
	G3HD第2岩崎太陽光発電所

ロ．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき該当事項はありません。

ハ．当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特記すべき該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金につきましては、金融機関からの借入金（割賦契約による調達を含む。）によって充当致しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成29年５月30日付で、ジー・スリーエコエナジーツー合同会社の全持分を売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。また、当社の子会社である株式会社エコ・ボンズは、平成29年８月10日付で合同会社サンパワー鯉淵の持分を取得したことにより、当社の連結子会社となりました。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第４期 (平成26年８月期)	第５期 (平成27年８月期)	第６期 (平成28年８月期)	第７期 (当連結会計年度) (平成29年８月期)
売上高　(千円)	1,510,653	1,327,406	2,760,571	3,730,281
経常利益又は経常損失(△)　(千円)	29,579	△141,253	272,988	750,663
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)　(千円)	11,673	△190,025	253,861	493,465
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)　(円)	0.21	△3.27	3.89	7.26
総資産　(千円)	893,371	1,609,799	1,382,190	7,418,817
純資産　(千円)	487,818	650,102	953,878	1,482,143
１株当たり純資産額　(円)	8.78	10.05	14.48	21.57

(注)　１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ＳＢＹ	65,000千円	100.0%	ＳＢＹ事業
株式会社エコ・ボンズ	10,000千円	100.0%	環境関連事業
株式会社エコ・テクノサービス	10,000千円	100.0%	環境関連事業
合同会社サンパワー鯉淵	500千円	100.0%	環境関連事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、環境関連事業、ＳＢＹ事業により、収益の拡大のために事業展開の幅を広げてまいりますが、同事業においては、新規参入も増加し、将来的には他社との競合が激化していく可能性もあります。

このような環境の中、当社では対処すべき課題として以下のことに取り組んでいます。

① 積極的な投資の実施

当社グループは、安定した収益の確保並びに今後の成長発展を図るべく、M&A、子会社設立、資本業務提携等を積極的に行う必要があると考えております。

そのためには、当社グループが保有するサービスノウハウをグループ内及び他社と相互に補完しあうことにより、ビジネスの可能性が広がるような投資施策を検討してまいります。

② 人的資産の強化

当社グループは、ガバナンスを強化し、コンプライアンスを遵守した当社グループ独自のポジショニングを継続して保ち続ける為には、企画担当者、営業担当者及び拡大する組織に対応する為の管理並びに内部統制担当者を中心とする人的資産の強化が必要であると考えております。

その為には、常に魅力ある情報発信に携われるような環境を用意することにより、優秀な人材を惹きつけられる存在であり続けることが重要であると考えております。

③ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは、いずれの事業においても、厳格なガバナンス体制のもと推進していますが、引き続き、内部管理体制の更なる強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが重要であると考えております。

(5) 主要な事業内容（平成29年８月31日現在）

事業区分	事業内容	会社名
ＳＢＹ事業	主に、店舗販売事業の他、若年女性層に向けて事業を展開している企業様向けにプロデュース・ディレクション・プロモーション・マーケティング事業を展開しております。	㈱ＳＢＹ
環境関連事業	主に、太陽光パネル、太陽光発電システムの施工販売、太陽光発電システム導入の為のコンサルタント業務、太陽光発電事業用地の仕入れ販売を展開しております。	㈱ジー・スリーホールディングス ㈱エコ・ボンズ ㈱エコ・テクノサービス ジー・スリーエコエナジー（同） (同)サンパワー鯉淵

(6) 主要な事業所（平成29年８月31日現在）

当　　社	本社：東京都品川区
株式会社ＳＢＹ	本社：東京都品川区
株式会社エコ・ボンズ	本社：東京都品川区

（注）当社は平成28年12月５日付で、本社「東京都港区」から「東京都品川区」に移転致しました。

(7) 使用人の状況（平成29年８月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ＳＢＹ事業	19（24）	2名減(7名減)
環境関連事業	4　(-)	1名増　(-)
全社（共通）	7　(-)	3名増　(-)
合計	30（24）	2名増(7名減)

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、当連結会計年度の平均人員を（　）外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、当社の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	3名増	33.8歳	1.3年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年８月31日現在）

借入先	借入額
城南信用金庫	347,220 千円
関西アーバン銀行	141,669
オリックス銀行	66,664
株式会社商工組合中央金庫	21,370
株式会社武蔵野銀行	50,000
株式会社新銀行東京	10,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年８月31日現在）

① 発行可能株式総数　184,000,000株
② 発行済株式の総数　76,408,601株
③ 株主数　9,882名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
エコ・キャピタル合同会社	18,500,000株	26.93%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	2,700,000	3.93
株式会社サンライフコーポレーション	2,500,000	3.64
株式会社プラザ開発	2,500,000	3.64
株式会社JTコンサルティング	2,200,000	3.20
日本証券金融株式会社	1,999,000	2.91
奥田泰司	1,250,000	1.82
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY－PB	1,195,300	1.74
廣田証券株式会社	1,139,048	1.66
ML PRO OMNIBUS ACCOUNT	1,124,000	1.64

（注）１．当社は自己株式を7,714,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名　称		第9回新株予約権
発行新株予約権の総数		24,500個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式　2,450,000株
新株予約権の発行価額		総額　441,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり　1,200円 （1株当たり　12円）
新株予約権の行使期間		平成29年12月1日から平成31年11月30日まで
新株予約権の主な行使条件		・新株予約権者は、平成29年８月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書において、営業利益が次に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。 ・平成29年８月期の営業利益が20百万円以上の場合新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数　22,500個 目的となる株式数　2,250,000株 保有者数　3人
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　2,000個 目的となる株式数　200,000株 保有者数　2人

② 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成29年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥田泰司	最高経営責任者（ＣＥＯ）
代表取締役	長倉統己	最高管理責任者（ＣＦＯ）
取締役	香藤紘一	株式会社エコ・ボンズ代表取締役社長 株式会社エコ・テクノサービス代表取締役社長
取締役	松本卓也	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー
取締役（監査等委員）	名越陽子	中京市民法律事務所（在職）
取締役（監査等委員）	松山昌司	松山公認会計士事務所所長 あすなろ監査法人代表社員 株式会社ファステップス取締役
取締役（監査等委員）	本間周平	プラス会計事務所所長 共立パートナーズ株式会社代表取締役 有限会社ベストアカウンタンツ代表取締役

（注）１．当社は、平成28年11月29日開催の第６期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

２．取締役松本卓也氏、取締役（監査等委員）名越陽子氏、松山昌司氏及び本間周平氏は、社外取締役であります。

３．取締役（監査等委員）名越陽子氏、松山昌司氏及び本間周平氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・名越陽子氏は、弁護士の資格を有し、専門的見地からの知識及び経験が豊富であります。

・松山昌司氏及び本間周平氏は、公認会計士の資格を有しております。

４．当事業年度の取締役の異動は、以下のとおりであります。

・平成28年11月29日開催の第６期定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、監査役水野明男氏、本間周平氏、松本卓也氏及び西澤拓哉氏は任期満了により退任し、このうち松本卓也氏は取締役に、本間周平氏は取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。

・平成28年11月29日開催の第６期定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、取締役名越陽子、松山昌司及び近藤恵理子氏は任期満了により退任し、このうち名越陽子氏及び松山昌司氏は取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。

５．当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

６．当社と松本卓也氏、名越陽子氏、松山昌司氏、本間周平氏は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

7．当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。常勤の監査等委員はおりませんが、内部監査を行う内部監査室及び内部統制室が監査等委員会と連携して監査活動を行い、監査の実効性が確保されるようにしております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） ＜うち社外取締役＞	7名 (4)	45,750千円 (3,750)
取締役（監査等委員） ＜うち社外取締役＞	3 (3)	5,850 (5,850)
監査役 ＜うち社外監査役＞	4 (3)	4,246 (2,400)
合計 ＜うち社外役員＞	13 (10)	57,622 (15,800)

（注）1．当社は、平成28年11月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しておりますので、取締役又は監査役を退任し取締役（監査等委員）に就任した役員については、取締役、取締役（監査等委員）及び監査役の各在任期間分にそれぞれ区分して支給人員と支給額を記載しております。合計に記載している支給人員は延べ人数であり、実際の支給人員は９名であります。

2．上記には、平成28年11月29日開催の第６期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役１名）及び監査役２名（うち社外監査役１名）を含めております。

3．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額（うち社外取締役50,000千円以内）は、平成28年11月29日開催の第６期定時株主総会において、年額300,000千円以内と定められております。

5．監査役の報酬限度額は、平成23年11月29日開催の第１期定時株主総会において、年額100,000千円以内と定められております。

6．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年11月29日開催の第６期定時株主総会において、年額100,000千円以内と定められております。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）名越陽子氏は、中京市民法律事務所に所属の弁護士であります。当社と中京市民法律事務所との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）松山昌司氏は、松山公認会計士事務所所長、あすなろ監査法人の代表社員及び株式会社ファステップス等の取締役等であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役松本卓也氏は、阿部・井窪・片山法律事務所に所属のパートナー弁護士であります。当社と阿部・井窪・片山法律事務所との間に特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）監査役本間周平氏は、プラス会計事務所所長、共立パートナーズ株式会社の代表取締役及び有限会社ベストアカウンタンツの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　松本卓也	当事業年度に開催された取締役会30回のうち27回、監査役会４回のうち３回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）　名越陽子	当事業年度に開催された取締役会30回のうち28回、監査等委員会８回のうち７回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）　松山昌司	当事業年度に開催された取締役会30回のうち30回、監査等委員会８回のうち８回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）　本間周平	当事業年度に開催された取締役会30回のうち29回、監査等委員会８回のうち８回、監査役会４回のうち４回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

（注）上記取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第24条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が５回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　監査法人ハイビスカス

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、会計監査人との間において職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約による損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、適正かつ健全な企業活動を行う。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。

(2) 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、当社並びに子会社の取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、当社並びに子会社の取締役の業務執行を監督する。

(3) 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は、法令、定款及び定められた社内規程に従い業務を執行する。

(4) 当社並びに子会社の取締役及び使用人による業務執行が、法令、定款及び定められた社内規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。

(5) 代表取締役兼最高管理責任者直轄の内部監査室及び内部統制室を設置し、当社並びに子会社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査等委員会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、経営管理本部を窓口として定め、適切に対応する。

(6) コンプライアンスの状況は、当社並びに子会社各部門の責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

② 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書管理規程、職務権限規程等に基づき、適切に保存及び管理する。

(2) 当社並びに子会社の取締役及び監査等委員会は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役会は、当社並びに子会社のコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

(2) リスク情報等については、当社並びに子会社各部門の責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営管理本部が行うものとする。

(3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役兼最高管理責任者指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 内部監査室は、当社並びに子会社各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとし、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(5) 内部統制室は、内部監査室と連携し、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、当社並びに子会社における執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る。

(2) 当社並びに子会社の取締役の職務執行が、効率的に行われていることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定並びに業務執行の監督等を行う。当社並びに子会社各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

(3) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行が適正かつ効率的な運営に資することを確認するために、定例の会議を開催して経営数値その他の重要な情報について定期的な経営報告を義務付け、必要に応じて当社の取締役が助言と指導を行う。

⑤　当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社の経営について、重要な事項については事前に協議し、経営内容を的確に把握するために、報告事項を定め定期的に報告を求める。

(2) 子会社における経営上の重要事項については、当社取締役会で協議し承認する。また、グループ全体での会議を定期的に開催して、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。

(3) 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等は、経営管理本部が統括管理し、全体のリスク管理について定める規程を策定し、その規程において子会社にリスクマネージメントを行うことを求める。

(4) 子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また監査については、監査等委員会及び内部監査室が監査規程に基づき実施する。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、監査等委員会は監査業務に必要な事項を指示することができる。

(2) 当該使用人はその指示に関して監査等委員会の指揮命令に従い、取締役、部門責任者の指揮命令を受けないものとし、その人事に関しては監査等委員会の同意を必要とする。

⑦　当社並びに子会社の取締役及び使用人が、当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

⑧　監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社並びに子会社は、監査等委員会への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、通報者を保護することとする。

⑨　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に基づき、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお、監査等委員は、当該費用の支出に当ってはその効率性及び適正性に留意するものとする。

⑩　その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に則り、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は説明を求められた場合には、監査等委員会に対して詳細に説明することとする。

(2) 監査等委員は、内部監査室及び経営管理本部と連携を図るとともに、代表取締役及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認するものとする。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。

(2) 当社並びに子会社は、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。

(3) 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するために、経営管理本部を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役会に報告する。

(4) 当社並びに子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

⑫　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化するとともに取引規約に暴力団排除条項を導入する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

(2) 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、当社並びに子会社の役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 当期（平成28年９月１日から平成29年８月31日まで）においては、定例取締役会12回の他、書面決議を含めた取締役会は23回開催し、取締役及び監査等委員会の情報共有と当社グループの経営管理の充実に努めました。

② リスク管理については、不測の事態が発生した場合には、代表取締役兼最高管理責任者指揮下のもと対策措置を講じ、弁護士等外部の専門機関とともに迅速に対応する体制を整えております。

③ 財務報告に係る内部統制の評価については、決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストに基づき、決算財務プロセスの検討を実施しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現時点では買収防衛策の導入決定には至っておりません。

連結貸借対照表

（平成29年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,939,270**	**流動負債**	**2,096,504**
現金及び預金	571,179	買掛金	95,521
受取手形及び売掛金	665,093	短期借入金	568,333
商品及び製品	86,225	一年内返済予定の長期借入金	33,840
仕掛販売用不動産	16,652		
前渡金	652,693	未払金	37,052
未収入金	31,584	前受金	877,391
短期貸付金	158,000	未払法人税等	234,347
繰延税金資産	17,274	賞与引当金	7,340
未収消費税等	337,026	その他	242,677
営業投資有価証券	400,000	**固定負債**	**3,840,169**
その他	19,594	長期借入金	34,750
貸倒引当金	△16,052	長期未払金	49,223
固定資産	**4,479,546**	繰延税金負債	7,779
有形固定資産	**4,286,154**	長期前受収益	10,706
建物及び構築物	48,262	資産除去債務	60,838
工具、器具及び備品	21,563	長期設備関係未払金	3,675,370
機械装置及び運搬具	3,774,062	その他	1,500
土地	442,266	**負債合計**	**5,936,673**
無形固定資産	**15,071**	（純資産の部）	
その他	15,071	**株主資本**	**1,481,621**
投資その他の資産	**178,320**	資本金	810,746
長期未収入金	26,901	資本剰余金	432,036
出資金	150	利益剰余金	585,968
敷金及び保証金	152,361	自己株式	△347,130
繰延税金資産	271	**新株予約権**	**522**
その他	12,385	**純資産合計**	**1,482,143**
貸倒引当金	△13,750		
資産合計	**7,418,817**	**負債純資産合計**	**7,418,817**

連結損益計算書

（平成28年９月１日から
平成29年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,730,281
売上原価		2,244,924
売上総利益		1,485,357
販売費及び一般管理費		679,225
営業利益		806,131
営業外収益		
受取利息	1,199	
償却債権取立益	360	
その他	2,238	3,798
営業外費用		
支払利息	56,430	
支払手数料	624	
その他	2,211	59,266
経常利益		750,663
特別利益		
関係会社出資金売却益	626	626
特別損失		
固定資産除却損	636	
事務所移転費用	10,281	
店舗閉鎖損失	2,711	13,629
税金等調整前当期純利益		737,659
法人税、住民税及び事業税	239,071	
法人税等調整額	5,122	244,193
当期純利益		493,465
親会社株主に帰属する当期純利益		493,465

連結株主資本等変動計算書

（平成28年９月１日から
平成29年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	793,085	414,375	92,503	△347,130	952,834
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			493,465		493,465
新株の発行（新株予約権の行使）	17,661	17,661			35,322
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	17,661	17,661	493,465	－	528,787
当期末残高	810,746	432,036	585,968	△347,130	1,481,621

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,044	953,878
当期変動額		
親会社株主に帰属する当期純利益		493,465
新株の発行（新株予約権の行使）		35,322
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△522	△522
当期変動額合計	△522	528,265
当期末残高	522	1,482,143

貸　借　対　照　表

（平成29年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,686,288	流動負債	608,185
現金及び預金	243,485	買掛金	7,344
売掛金	437,620	短期借入金	191,665
営業投資有価証券	400,000	未払金	33,124
前払費用	5,982	未払法人税等	133,534
短期貸付金	194,600	設備関係未払金	229,332
未収入金	63,490	賞与引当金	2,710
繰延税金資産	6,257	その他	10,475
未収消費税等	331,481	固定負債	3,802,838
その他	7,560	長期未払金	49,223
貸倒引当金	△4,189	繰延税金負債	7,532
固定資産	4,071,183	長期設備関係未払金	3,675,370
有形固定資産	3,807,062	資産除去債務	60,838
建物及び構築物	19,114	長期前受収益	9,872
工具、器具及び備品	13,885	負債合計	4,411,023
機械装置及び運搬具	3,774,062	（純資産の部）	
無形固定資産	9,356	株主資本	1,345,925
ソフトウェア	1,844	資本金	810,746
借地権	6,596	資本剰余金	432,036
商標権等仮勘定	915	資本準備金	32,036
投資その他の資産	254,764	その他資本剰余金	400,000
関係会社株式	64,323	利益剰余金	450,272
関係会社長期貸付金	60,400	その他利益剰余金	450,272
関係会社出資金	50	繰越利益剰余金	432,098
長期未収入金	15,522	特別償却準備金	18,174
長期前払費用	1,626	自己株式	△347,130
敷金及び保証金	112,841	新株予約権	522
		純資産合計	1,346,447
資産合計	5,757,471	負債純資産合計	5,757,471

損　益　計　算　書

（平成28年９月１日から
平成29年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,359,369
売上原価		459,442
売上総利益		899,927
販売費及び一般管理費		215,637
役員報酬	55,846	
給料	25,966	
支払手数料	48,798	
地代家賃	6,855	
研究開発費	4,629	
減価償却費	2,924	
その他	70,616	
営業利益		684,290
営業外収益		
受取利息	12,880	
貸倒引当金戻入額	1,206	
償却債権取立益	360	
その他	1,167	15,613
営業外費用		
支払利息	54,063	
支払手数料	624	
株式交付費	28	
その他	104	54,820
経常利益		645,083
特別損失		
事務所移転費用	9,740	9,740
税引前当期純利益		635,343
法人税、住民税及び事業税	141,645	
法人税等調整額	31,192	172,837
当期純利益		462,505

株主資本等変動計算書

（平成28年９月１日から
平成29年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	特別償却準備金	
当期首残高	793,085	14,375	400,000	414,375	△33,436	21,203	△12,233
当期変動額							
当期純利益					462,505		462,505
特別償却準備金の取崩					3,029	△3,029	－
新株の発行（新株予約権の行使）	17,661	17,661		17,661			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	17,661	17,661	－	17,661	465,534	△3,029	462,505
当期末残高	810,746	32,036	400,000	432,036	432,098	18,174	450,272

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△347,130	848,097	1,044	849,141
当期変動額				
当期純利益		462,505		462,505
特別償却準備金の取崩		－		－
新株の発行（新株予約権の行使）		35,322		35,322
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△522	△522
当期変動額合計	－	497,827	△522	497,305
当期末残高	△347,130	1,345,925	522	1,346,447

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年10月26日

株式会社ジー・スリーホールディングス
　取締役会　御中

監査法人ハイビスカス

指定社員 業務執行社員　公認会計士　阿部　海輔㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　髙橋　克幸㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの平成28年９月１日から平成29年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・スリーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年10月26日

株式会社ジー・スリーホールディングス
　取締役会　御中

監査法人ハイビスカス

指定社員 業務執行社員　公認会計士　阿部　海輔㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　髙橋　克幸㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの平成28年９月１日から平成29年８月31日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年９月１日から平成29年８月31日までの第７期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年10月30日

株式会社ジー・スリーホールディングス　監査等委員会

監査等委員　名越　陽子　㊞

監査等委員　松山　昌司　㊞

監査等委員　本間　周平　㊞

(注)監査等委員名越陽子、松山昌司及び本間周平は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を常に重要課題として考えており、財政状態・業績・事業計画等を勘案し、株主への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

株主価値向上と配当による株主還元をバランス良く実施していくため、将来の業績見通しに加え、フリー・キャッシュ・フロー等の財務状況を総合的に勘案し、第７期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、当社普通株式１株につき金２円とさせていただきたいと存じます。

なお、剰余金の配当が効力を生じる日は、平成29年11月30日といたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類
　　金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金２円　総額137,389,202円

（３）剰余金の配当が効力を生ずる日
　　平成29年11月30日

第２号議案　株式併合の件

当社の発行済株式総数は、当社設立以降、新規事業展開のための資本増強を図るための増資を行ってきた結果、平成29年８月31日現在で76,408,601株となっており、この株数は、東京証券取引所市場第二部の上場企業の平均上場株式数と比較して多く、現状の株価水準も、東京証券取引所の有価証券上場規程第445条において望ましいとされている１投資単位の水準である５万円以上50万円未満の範囲を下回っております。

この結果、１円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響は小さくないと認識しております。

このような状況を踏まえ、今般、株式併合を実施させていただきたいと存じます。

（１）併合の割合

当社株式５株を１株に併合いたします。

株式の併合の結果、株式の数に１株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、会社法第235条の定めに従い、当社がこれを一括して売却し、その売却代金を端数の割合に応じて交付いたします。

（２）株式の併合が効力を生ずる日
　　平成30年３月１日
（３）効力発生日における発行可能株式総数
　　36,800,000株
（４）その他
　　本議案に係る株式併合は、第３号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。
　　なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

　第２号議案の承認可決を条件として、当社の現行定款第６条（発行可能株式総数）の変更は、会社法第182条第２項により、株式併合に伴い、当社の発行可能株式総数につき、36,800,000株に減少する旨の定款の変更をしたものとみなされます。

　かかる点を定款の記載に反映してより明確化するため、現行定款第６条の記載を修正いたしたいと存じます。

　現行定款第６条（発行可能株式総数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

　また、株式併合に伴い、単元未満株式の売渡請求に関する制度を導入すべく、変更案第９条（単元未満株式の売渡請求）及び第10条（単元未満株式についての権利制限）第４項を新設したいと存じます。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分です）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第５条（条文省略）	第１条～第５条（現行通り）
（発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は、 184,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は 36,800,000株とする。
（新　設）	附　則 本定款第６条の効力発生日は、平成29年11月29日開催の第７回株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。
第７条～第８条（条文省略）	第７条～第８条（現行通り）
（新　設）	（単元未満株式の売渡請求） 第９条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売渡すことを当会社に請求することができる。
（単元未満株式についての権利制限） 第９条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 （新　設）	（単元未満株式についての権利制限） 第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利
第10条～第39条（条文省略）	第11条～第40条（現行通り）

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）４名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、これに伴い取締役（監査等委員である取締役を除く）３名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	奥田泰司（おくだやすし） （昭和40年12月５日生）	平成19年６月　株式会社GoldenSpoonJapan（現JTコンサルティング）代表取締役 平成22年５月　株式会社TMP Asia　代表取締役 平成24年６月　株式会社メルポン　代表取締役 平成24年12月　株式会社サンライン　取締役 平成25年11月　当社　取締役 平成26年11月　株式会社エコ・ボンズ　代表取締役 平成27年９月　株式会社ＳＢＹ　取締役 平成27年９月　当社　代表取締役 平成28年１月　当社　取締役社長兼最高事業責任者（ＣＯＯ） 平成28年11月　当社　代表取締役社長兼最高経営責任者（ＣＥＯ）（現任） 平成29年９月　株式会社ＳＢＹ　代表取締役社長（現任）	1,250,000株
	（取締役候補者とした理由） 奥田泰司は、第7期定時株主総会にて代表取締役社長兼最高経営責任者に選任されて以降、当社の対外的な信用力強化に務め、事業統括として当社としての収益事業を積極的に推進し、また、平成29年９月以降、当社100%子会社である株式会社SBYの代表取締役に就任し、当社のみならず同子会社の管理、経営にも携わり、グループ企業全体の信用力強化及び収益改善にも務めております。以上により、引き続き当社の代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）として再任し、当社グループ全体の積極的な成長戦略を図ることで、企業価値の更なる向上を目指すべきであると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	長倉統己（ながくらのぶみ） （昭和42年12月15日生）	平成２年４月　国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）　入社 平成２年12月　株式会社東邦フーズサービス　代表取締役 平成15年12月　オレガ株式会社　代表取締役 平成17年10月　オックスキャピタル株式会社　代表取締役 平成20年６月　株式会社コネクトテクノロジーズ　入社　経営管理部ゼネラルマネージャー 平成22年１月　株式会社コネクトテクノロジーズ　執行役員最高財務責任者（ＣＦＯ）兼経営管理本部長 平成22年11月　株式会社コネクトテクノロジーズ　取締役最高財務責任者（ＣＦＯ）兼経営管理本部長 平成23年２月　株式会社ガット（現株式会社ＳＢＹ）　監査役 平成23年５月　株式会社ＳＢＹ　取締役 平成23年６月　株式会社ガット（現株式会社ＳＢＹ）　取締役 平成24年９月　株式会社コネクトテクノロジーズ取締役 平成24年11月　株式会社ＳＢＹ　代表取締役 当社　代表取締役社長兼最高経営責任者（ＣＥＯ） 平成26年11月　株式会社エコ・ボンズ　取締役 平成27年９月　株式会社ＳＢＹ　取締役 平成28年１月　当社　代表取締役兼最高管理責任者（ＣＦＯ）（現任）	500,000株
	（取締役候補者とした理由） 長倉統己は、従前よりグループ全体の経営管理を行い、経営管理統括として経営戦略の強化及びガバナンスの充実に務めており、当期は特に子会社の適切な会計処理を行う上での証憑整備の充実についても重点的に管理を行い、グループ企業全体の更なる信用力及びガバナンス強化に貢献しております。以上により、引き続き代表取締役兼最高管理責任者（CFO）として再任し、当社グループ全体の積極的な成長戦略を図ることで、企業価値の更なる向上を目指すべきであると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	香藤紘一（かとう こういち） （昭和56年２月27日生）	平成22年10月　ソーラーフロンティア株式会社入社　社長室スタッフ 平成27年６月　同社　グローバル事業本部　プロジェクト開発部主任 平成28年６月　株式会社エコ・ボンズ　代表取締役社長（現任） 平成28年11月　株式会社エコ・テクノサービス代表取締役社長（現任） 平成28年11月　当社　取締役（現任）	250,000株
	（取締役候補者とした理由） 香藤紘一は第７期定時株主総会にて当社の取締役に選任され、当社100％子会社である株式会社エコ・ボンズ及び株式会社エコ・テクノサービスの代表取締役と兼任して収益事業を積極的に推進しており、展開する環境関連事業は、当社グループの収益の要となる重要な事業セグメントであるところ、同氏は環境関連事業に関する知見・経験に基づき、当社グループ全体の積極的な成長戦略を図る上で必要不可欠であります。以上により、引き続き当社の取締役として選任することが望ましいと判断し、取締役候補者としております。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．取締役候補者の指名に当たっての方針と手続き

当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の監督と執行の分離を進め、外部の視点を含めた健全性・透明性の高い監督の実現と、業務執行の効率性・機動性の向上を図ることを目指しております。

この実現に向け、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）として、当社の業務執行に関する豊富な経験と経営者としての視点を持ちつつ、当社経営の根幹に携わる人物を指名しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の選定に当たっては、上記方針に基づき代表取締役が候補者案を作成し、監査等委員会において、上記方針とそれに基づく候補者案についてそれぞれ審議した上で、取締役会で決定しております。

３．監査等委員会の意見

取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任については、監査等委員である社外取締役３名全員が出席して意見を述べ、当社取締役会及び取締役に係る基本的な枠組み・考え方や候補者選定の方針のほか、報酬体系の考え方、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、監査等委員会において報告、協議いたしました。

この結果、監査等委員会としては、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任及び報酬等のいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

第５号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人ハイビスカスは、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます。

つきましては、監査等委員会の決定に基づき、監査法人大手門会計事務所を新たに会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が監査法人大手門会計事務所を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められている専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者の概要等は、次のとおりであります。

名称	監査法人大手門会計事務所
主たる事業所の所在地	主たる事務所 東京都中央区新川一丁目17番24号 ＮＭＦ茅場町ビル９階
沿革	昭和58年５月　設立
構成人員	公認会計士・その他監査従事者11名

（平成29年９月末日現在）

以上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場　東京都品川区東品川二丁目３番15号
第一ホテル東京シーフォート
３階「ハーバーサーカス」宴会場

交通　・東京モノレール 天王洲アイル駅（中央口）より直結
・りんかい線 天王洲アイル駅（出口Ａ）より徒歩約４分
（ご注意）
東京モノレールの空港快速は天王洲アイル駅には停車しませんので、ご注意ください。

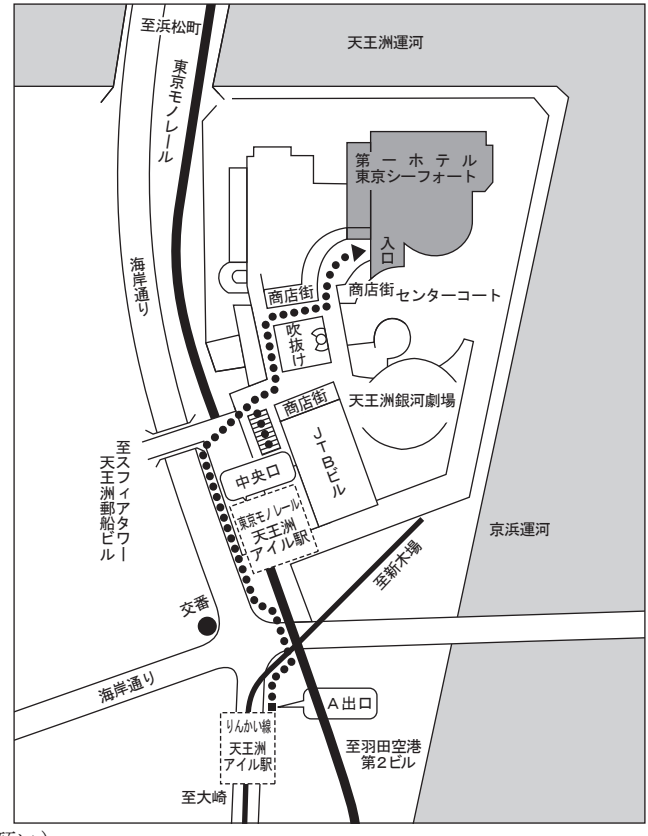

（お願い）
会場近辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場は、お控えいただきますようお願い申しあげます。